

1. 日時 平成 27 年 7 月 24 日（金） 14:30～17:10
 2. 場所 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
 3. 議題 (1) 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書について
(2) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について
(滋賀県環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて)
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、青野委員、石森委員、浦部委員、奥村委員、中嶋委員、平山委員、松四委員
 5. 内容 (1) 当該事業に係る環境影響評価準備書についての説明および質疑応答
(2) 環境影響評価における放射性物質の取扱いについての説明
-

【議事概要】

○議題（1）について

[事業者が準備書の内容を説明]

(会長)

それでは、委員の先生方から意見をいただきたいと思います。事務局は、35分ぐらいを想定されていますが、それにとられることなく、意見がたくさんあれば出していただければいいと思います。この準備書の審査は3回するのですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

今日意見を出していただいて、回答をいただける分は回答をいただけますし、回答をいただけない、今日無理だというものについては、また次回の委員会の際にちゃんと回答していただきます。今日先生方から出来る限り出していただくほうが、事業者さんもやりやすいと思いますので、遠慮なく意見を出していただきたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

(委員)

事後調査の計画について、水質についてされるということですが、植物や動物の希少種

を見ていると、下流側のため池で多くの動植物が記載されていることもあって、これは工事を行ったら、影響がこの流路に出てくるということです。それを沈砂池などで軽減されるということですが、水質を事後調査でやるということですが、それに伴う動植物などの調査は項目に含めることは難しいでしょうか。

(事業者)

水質において設定しております目標は、非常に厳しいものに今は設定をさせていただいておりますので、まずは、その目標に対する排出源の出口の内容を確認するということが十分だとは考えております。

(会長)

それでいいですか。たぶん、動植物の事後調査はしないのかという話ですね。

(委員)

そうです。したほうがよいのではないかと思います。

(事業者)

例えば、実際にその工事が終わった後に下流などで再度するなど、一度検討させていただいてもよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

次回、やる必要がなければやる必要がないという理由を付けて、説明していただければいいと思います。

(事業者)

はい。

(委員)

水質の件で細かいことを何点か教えていただきます。

まず、7-6-2で、No. 1の地点を設定されていいますが、これは事業計画地を含む流出水が流入する水路のうちで一番直近のところですね。どのような状況なのか、他のところから流入しているような様子があるかを確認したい。

なぜそのような質問をさせていただくかといいますと、河川水質の四季調査で、冬季、

春季、夏季、秋季ということで経過を見させていただいていますが、例えば、7 - 6 - 5 ページのところ、冬季に関して、生活環境項目のBOD、CODが非常に高いですね。特にCODは9.2ということで。他の季節は大体2.9とか、大体このぐらいは分かりますが、冬季のこの9を超えたというときの状況、これが事業所からの問題であったのか、それとも、何か合流に関する問題であったのかというところを、まず1点目、教えていただけないでしょうか。

(事業者)

はい。では、7 - 6 - 3 ページをご覧くださいませでしょうか。

流入の状況ということですがけれども、この事業計画地を含む集水域からの流れが集まった部分がNo. 1になります。その集水域の中では、特に他の事業所のものは、このNo. 1の中には含まれておりません。現在の美化センターを含む流域からの地下水や染み出し水が集まったもの、あるいは、その表面を流れてきたものが集まった地点になります。

冬にBODやCODが高いということは、先日行われました市の審査会でも、水質の先生からコメントをいただきまして、「他にもないということは、おそらく落ち葉などの影響かな」と。その点は、「工事の際に、『将来問題が何かあるのではないか』と言われた際も、現況調査を使ったデータを示してご説明するように」とご指摘もいただきましたので、特に発生源としてはないので、そういった自然の影響によるものかと考えております。

(委員)

おそらく、こういった調査になると、一回のみで結果が出てしまうと思うので、事業者さんのほうでは、ある程度毎月このあたりはチェックをされていると思うので、そこと突き合わせていただいて、今後も検証なり、何らかの影響が見られるのであれば、この建替えのときにきっちりと押さえておくべき内容ではないかなと思います。たまたまこれが、何らかの理由でこのときだけが高くなったのかどうかは、このアセスの範囲ではないかもしれないのですが、ご確認をされたほうがいいのではないかと考えております。

続けて、濁度の調査。降雨時の調査ということで、7 - 6 - 9の調査を行われて、計算をされていると思います。

先ほどの平水時の調査、およびこの降雨時の調査のいわゆるSS、浮遊物質量のデータですが、おそらくこの土地自体のSSというのは非常に低いと考えております。このデータを見る限り、また降雨時調査のデータを見させていただいても、2から、高くて新池のNo. 2で17ぐらいということで、非常に砂礫とか、大きいものが多いので、こういう結果になるのだらうと考えています。

ただ、一つ気になったのは、調査をされた採水日が11月1日ということで、このときは、どちらかというと、通常の雨であったということ。それと、計算設定の降雨強度が、7 - 6 - 16イ) で示されているように、面整備事業のマニュアルにのっとなって、日常的

な降雨の条件として、年間の総降雨時間の98.6%を占める3mm/hで計算をされている。これもよく分かる話ですが、最近の雨は、突発的に非常に強烈なゲリラ豪雨が結構あると思います。

この11月1日の前後の降雨状況を見ましても、例えば、10月3日であれば、総降雨量62.5mm降って、このときには、時間降雨12.5mmという非常にきつい雨が降っています。この日は、1時間当たり10mmの降雨が4時間続くというような非常に強い雨が降った。また、10月27日も、1時間当たり5mmという雨が降ったことがある。

それ以外に、この1日を挟んで、11月25日も1時間当たり2から5mmの雨が5時間以上続いたり、29日に至っては、16mmの雨が1時間だけ降るといったゲリラ豪雨的なものもあったことを考えますと、年間98%以上は、しとしと雨の分が多いかもしれませんが、近年では、そういう影響もあるという状況ですので、今後、工事を進めるときに沈砂池の整備の仕方ですとか、対策を取られるときに、そういう状況を勘案していただくとか、最近ではXバンドなどで、そのような気象状況がよく分かるので、アセスを進めるときに、そういった状況が予想される場合には工事をストップするなどの配慮をどこかで記載していただくほうがよろしいのではないかと考えております。

(事業者)

今ご意見いただいた1つ前の最後の「事業者として把握されている」と言っていた件ですが、今の施設が全部下水に放流で、公共用水域には流していないもので、定期的な下流での測定を今の施設ではしていませんが、別途環境の担当課においてこの下流の河川で毎月測定しているデータがありますので、ご指摘のとおり、しっかりまずは確認をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

もう一つ、降雨の条件についてもいろいろ調べていただきまして、データのご意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、何を、どの量を対象に設定するかは非常に難しい問題ではあります。準備をされている考え方として引っ張ってきているというのが現在ではあります。一方で、おっしゃいましたとおり、いろんな条件、もっと厳しい条件があるということも実際でございますので、一度持ち帰らせていただきます。今の時点では、このアセスの中では、予測した条件に基づいて、少なくともこれだけの面積については沈砂池を設けますということを書いております。

その他の環境保全措置でも、例えば、7-6-19ページにも、当然安全側を見ての設定ですけれども、速やかにそういったことをしますというのは、今の時点では書かせてはいただいておりますが、いただいた意見を踏まえまして、例えば、可能な限り、もう少し沈砂池の規模を取るなど、できることを検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、これだけ取れば良いと考えているわけではございませんので、可能な限りの配慮で一步進んだものを書けるようならば、記載をさせていただきたいと考えてお

ります。

(委員)

ありがとうございます。特にこういった調査をとということではないと思いますし、このような不確実なことに関しては、できる限り配慮のあるような記載を検討していただければとコメントさせてもらいました。

(会長)

今の話では、追加的に環境保全措置も検討していただけるようなご回答だったので、次回、もう一度整理して示していただければと思います。

(事業者)

はい。

(委員)

景観についてご質問と意見をさせていただきます。7-12の項目です。

まず、質問としては、フォトモンタージュをつくって景観シミュレーションをしていますが、眺望点の選定について、7-12-2のところに基準があって、12-4、5で一覧があって、その中で視認できた地点ということですが、気になったのは、7-12-2のところに、眺望点の設定において、「既存資料調査において重要眺望点として設定されたところを中心に選んでいる」と記載されています。この既存資料調査についてどこかにあるか、お教えいただきたいということと、あと、7-12-4と5の一覧表の中で気になるのは、名神高速のインターチェンジが43番に入っていますが、高速道路を走っていると、あるいは、JRからずっと視認できるところはないか。つまり、眺望点の設定がこれで大丈夫なのかということが、まず1点目。なぜこの点選ばれたのかという基礎資料をお知らせいただきたい。

その結果、10カ所が選ばれていて、いろんなシミュレーションがありますが、そのシミュレーションの結果としての評価について、例えば、この図でいうと、重要点として、7-12-28のところで3点挙げられておりまして、それで、景観変化は極めて小さいものとして予想されるということや、ふれあい公園のところは「多少の変化が生じる」と書いていますが、他の項目と違って、景観自身はよくすることができる。

つまり、今立っている煙突が色々なところから見えることは、新しい施設が建っても変わらないことから、影響が少ないのだという書きぶり自身が気になる点です。つまり、白い煙突が山のところにポツッと立っていることは決して望ましい風景ではないわけで、それは「新しいものが建っても、煙突は同じだから、あまり景観に影響はないですよ」というのはいかがなものか。

やはり、できるだけ景観に配慮したものに変わるべきなので、そういう措置を取るということは後々書いてはいるのですが、影響が少ないというような評価で終わってしまうのはいかがなものか。

というのは、大津市の景観の計画の中でも緑地景観の地域に入っていて、緑地としての景観を保全していく地域なので、できるだけ景観影響はないように持っていくべきだという書きぶりにするべきではないかというのが2点目です。

最後、8-14の景観の環境保全措置の検討結果において不確実性があるというのは、具体的な建物の配置計画については、まだこれから計画が立てられていくこと。その際に、大津市の景観計画に合わせると、勾配屋根であるとか、緑を増やすとか、あるいは、色彩を考慮するとか、それは風致地区の中にもありますが、それらを検討した結果、現在計画が出ていない段階ではもちろん不確実ですが、事後調査をしないということになっている。この事後というのはどの段階なのか。

建築の場合は確認申請があるとか、計画が上がってきて、いろんな段階がありますね。完全に施設ができてから調査しても仕方がないもので、この事後というのは何を指しているか。建築確認は公共施設なので違いますが、どの段階でちゃんと調査していただけるのか。事後調査しないというのは、これは保全措置を講じたということが担保できないのではないかと思うので、いつの段階かきちっと措置を講じたことがチェックできるような仕組みというのが必要ではないのかというのが3点目です。

(事業者)

まず、1点目の眺望地点の文献で選定されている場所については、どういう場所ですかという点ですが、準備書の4-69ページで、文献調査の結果を整理している部分があります。この4-69ページの中で、①から⑥という凡例をつけています。

それぞれの場所は、その左のページの68ページに、眺望点として1から6まで書かれている場所になります。この6地点はまず押さえた上で、地元の方々からすれば、普通に歩くような道路上からなど、煙突が見えるような場所もあるので、視認可能な場所を一通り網羅するように地点を選んだ上で、「見える」、「見えない」の確認をして、代表的な場所を各地域ごとに選定しております。

(委員)

高速道路やJRからは施設は見えませんか。

(事業者)

高速道路ですと、少し北側のところに、大津のサービスエリアがあります。そこからは見えないか確認しましたが、そこからは見えません。走行中に一部ちらっと見えることがあるとは思いますが、ある特定の場所にとどまって、その景観を楽しむような地点とはな

りにくいと考えております。

(会長)

では、残りの2点お願いします。

(事業者)

2点目、景観についての考え方というのと、3点目、事後調査についてのお話をさせていただきます。

まず、3点目のほうからお話しさせていただきますが、2点目も併せてですが、景観というものは、おっしゃるとおり、この土地でこのような煙突があるということ自体で違和感があると言われたら、そういうことになるとは思いますが、なるべく負荷が少ないようにとは考えておりますが、非常に判断基準が難しいということが一つあります。

それは同じく事後調査についても、判断基準が景観については、今の条例上の話でありますとか、原色を使わないでということになってきますが、例えば、緑にすればよいのか、茶色にすればよいのか、色彩の話でもないような感じですし、形状やその判断基準が難しいというのがございます。

ですから、最終の事後調査としては、何ををもって評価をするのかというのが非常に難しいので、先ほどありました計画通知、建築確認などの手続きはありますが、景観に関してはなかなかありません。その点が苦慮しておりますが、極力違和感がないようなというように配慮ということしかできないかと現在思っております。

(委員)

大津市の景観審議会等に通る規模ではないとか、あるいは、重要な公共建築物に関しては景観審議会を通していいと、おそらくそのようなシステムにはなっていると思います。景観も評価できないとおっしゃっていますが、例えば、色はいろんなシミュレーションをして、どこから見ても大体背景が山になっているので、真っ白よりは、多少茶色っぽいほうがよいとか、形も、主要な眺望点から見るときに、見付けに大きな煙突の面積が来ないように、そちら側に角を振るとか、いろんな細かい配慮で相当見え方が違ってくると思います。

ですから、難しいからしないのではなくて、やはり景観評価は何らかできるはずです。それをアセスでやるのではなくて、景観のほうに投げていただいても結構ですが、景観部局と連携しながら何かできる方法を考えていただくなど、見た目には美しいもの、好ましいものではないと思いますので、今よりもよくするような書きぶりには変えていただくべきだと思います。今と同じだからオーケーというのはちょっと違うと思います。

(事業者)

ありがとうございました。ご意見として本当にいただきたいと考えます。

なお、一応この準備書の中での書きぶりですが、「今と同じものが建つし、大きく影響がないからいい」と終わっているというわけではなく、7-12-30ページの①で、風致の地区と書いてあり、それで予測をした結果ですが、②のところで、影響としては大きくないと考えていると、「この景観計画ガイドラインに記載の内容に準拠して。」と書かせていただいております。

おっしゃいましたように、当然、景観の担当部局がごございますので、本当に詳細な形や色は、事業者が具体的に決まった後に詳細を描いていくものではございますが、われわれ自身で、これで決定したと終わらせるのではなくて、きちっと手続きにのっとり協議をしながら進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

(会長)

煙突はほとんど同じものが、ちょっと場所がずれて建つだけですね。

(事業者)

はい。会長がおっしゃいますとおり、高さとしては、今55mで59mと若干高くはなりますが、場所といたしましては、ほとんど同じところに建ちます。

(会長)

すると、景観上は、おそらくほとんど変わらないので、よくなりますか。

(委員)

変わらないことを了とするのではなくて、せっかく建て替えるので、景観はよくできるものなので、この建て替えるときに前向きな方向でやるべきだということですね。お願いします。

(会長)

委員の言われていることはよく分かりますが、今の説明だと、同じものがちょっとずれるだけなので、よくなる工夫が見えていないということですか。

(委員)

いいえ、景観の影響は少ない、変わらないというのはいいのですが、それで終わるのではなくて、よりよいものに変えていくべきだというようなニュアンスのことが入っていない。

(会長)

そのアイデアが、工夫が出ていないとおっしゃったのでしょうか。

(委員)

いいえ、一応その景観条例の中の基準に合うようにはしますと書いていますが、その計画自身がまだ上がってきていないので、これをチェックする場所がどこなのか、事後というのがいつなのかとお伺いしたのですけれども、「します」と書いて、本当にしたかどうか担保できないということが、この問題かなと申し上げております。

(事業者)

はい、ありがとうございます。今申し上げましたとおり、この7-12-30に書いてありますとおり、今後、その担当部局と協議をさせていただきますということとして、当然この審査会の協議録も公開されて、残るものになりますので、この協議録の公開をもって事業者としても約束をさせていただくとご理解をいただきたいと考えております。

(委員)

念押しになりますが、文化財で方法書のときに、5-6の一番下のところで、『延長する部分には既存施設の開発前の尾根が残っていると想定されるため、十分留意をすること』と書くように」と前任の委員がおっしゃっていて、事業者の見解として「適切に対処します」とされていますが、今回選定しないということで理由を述べてられています、蚊帳の外に置かれた感じがします。文化財の地図が4-78にあります、他の伝承文化や、史跡・名勝・天然記念物などは、既存であるので、ここに記載されていますが、「周知の史跡・名勝・天然記念物は存在しない」と4-79には書いてあります。埋蔵文化財に関しましては、掘ったら出てくる可能性がありますので、蚊帳の外に置かずに、できれば市の埋蔵文化財保護課の方と協議をされて、きちんと対応していただければと思います。

(事業者)

前回、方法書のときに、そのようなご意見をいただいたのはよく覚えております。既存の知見にしか過ぎない。当然おっしゃいましたように、やってみないと分からない。

造成に係りましては、今年度ちょうど詳細な設計をしているところでございますが、手続きに際しまして、市の文化財の担当部局と意見の照会をまだこの先に行っていくこともございますし、当然十分やりとりをしながら進めたいと思います。見つかった際の対策としては、記載のとおり、きちんと間違いなくさせていただきたいと考えております。

(会長)

他はいかがでしょうか。では、私のほうから大気質に関して質問させていただきたいと

思います。

いろいろありますが、トレーサー実験の話は後でまとめて聞かせていただきたいと思いますのですが、まず、4-44ページに塩化水素の調査結果が載っていますね。これは、昭和57年から58年のデータですが、これしかなかったということですか。今、この時点でなぜ昭和57年、58年から出てくるのかなということですか。

(事業者)

こちら、4-44ページに載せておりますのは、方法書をつくったときに、その段階での既存の調査結果としてはこれしかなかったということで、載せさせていただいております。なお、今回の予測評価を行う、その前段での現地の調査におきまして、塩化水素は、また今回ちゃんと。

(会長)

それは分かりますが、30年ぐらい前のものですか。それは逆に載せなかったほうがよかったような気はしますが、既存資料の調査とはいえ、やはりあまりに古いデータはいかがかな。これはあって困るものではないので、感想です。

それと、リサイクル施設の粉じんの話ですが、これは知事意見で出ていますね。さきほども説明のときに、特別に取り上げられて言われていました。7-1-179ページの下に、「定性的に予測する方法とした」という、これはいいのですが、次のページの上に予測結果と書いてありますが、これは定性的に予測したというのでしょうか。

ここに書いてあるのは、単にクローズドな、おそらく建物で囲われた構造なので飛散することがないというのと、集じん機を通して施設外へ排出するという保全対策を書いてあるだけで、予測した結果とはいえないと思います。

それと、これはプラスチックの梱包とか破碎とかが入りますね。私は方法書のときに委員ではなかったので、この経緯を知らないのですが、そういうときの化学物質の話などは住民の方が結構心配されることがあるので、そういうことを含めて、調査なり予測をしてほしいということではないかと思いますが、その点はいかがですか。

それと、もう一つ、最後に、環境影響評価の一覧として、10-6ページにおいて、事後調査をしないということで、ここの右欄に「定量的な予測で」と書いてあります。これは間違いです。このリサイクル施設の右欄のところに、「定量的な予測で環境保全目標を満足している」という、この言葉自身が不適切だと思います。

まず、それは指摘で、最初の粉じんの定性的な予測はこれでいいかということと、化学物質の話、これはどうお考えでしょうか。

(事業者)

まず、粉じんの意見についてですが、直接は、おそらく市の審査会で出てきた意見で、

そちらも踏まえて知事意見の中に入れていただいたと思っております。市のもともとの議論につきましては、本当に項目として抜けておったということで、きちっと考えてくださいといただいた意見であると思っております。

当然ここに書いているような対策はしていくものではございますけれども、きっちり事前に、このアセスの手続きの中で記載して、事業者として広く皆さまに約束をするといった、そういった意図が一番大きいのかなと思っております。

なお、市の審査会、前回、こちらも先週に第1回目を行ってございましたけれども、こちらでは、特に予測評価の内容についてのご意見というのはいただいております。

(会長)

大津市のほうで意見が出ないのは構わないのですが、ここに書いている話は、どう見ても予測をしたとは思えない。悪臭のところでは類似施設の調査などをされていますが、ここでも、そういった類似施設のデータなどを使って予測らしきものを示されたほうが良いと思います。

(事業者)

まず、1点目のリサイクル施設の粉じんについての定性的予測と言っているが、十分ではないのではないかと指摘についてですが、やはり今回、美化センターの準備書を作成するに当たりましては、当然条例に基づくアセスメントですので、条例の技術指針に基づくことをまず基本としていますが、その中で、条例の技術指針でも、具体的な手法までは明記されていない部分もあると思いますので、類似する施設での他のアセスメントの事例も、参考にはしております。

そんな中で、このリサイクル施設からの粉じん、破碎に伴う粉じん等については、基本的には、今書かせていただいているように、こういう集じん装置を設置することで、一般的には、そんなに粉じんが影響を与えるようなことはないだろうというところもあって、他の事例でも、定量的な予測をしている例をあまり見たことがないところもあって、ただ、アセスメントの意義として、こういう集じん装置等をしていかなければ、何らかの影響が出る可能性があるので、この準備書で、そういった対策をするよ、していくよということをも明記することで、それを担保していけるという意義はあるかなという考え方も踏まえて、対策をきちんやりすることで影響は防止することができるだろうというところでの定性的な予測をさせていただいていると考えております。

(会長)

きちんと環境保全措置を取られるというのは、構わないのですが、例えば、類似施設でほとんど影響がないので、ここも同じような対策を取っているから影響がないということなら分かります。ここに書いてあるのは、単に環境保全措置を取りますというだけなので、

これでは予測ではないですね。

もちろん、定量的にする必要があると言っているわけではありません。プラスチックの破碎施設や、梱包施設のデータはたくさんあるので、問題になっていたところは、一部あるかもしれないのですが、きちんと対策を取れば問題になることはないというところがないと。これだと、本当に予測結果とはいえないと私は思います。

(事業者)

はい、了解いたしました。

プラスチック関係の施設は、話題になった熱を加えてということではないのですが、おっしゃっていただきましたとおり、他都市の事例など、皆さんにご理解いただきやすいものを、こちらは持ち帰って検討させていただいてもよろしいですか。

(会長)

今お答えいただいたとおりで結構です。

(事業者)

ありがとうございます。

あとは、おっしゃっていただきました、この古い資料のHC1については、評価書では削除させていただく方向で考えさせていただきます。

あと、もう一点、「定量」の字の誤り、申し訳ございませんでした。評価書で修正をさせていただきます。

(会長)

もう少し話をさせてください。

粉じんの目標値で20tとしていますが、これも、スパイクタイヤの地域だから20tというのが出てきていて、降下ばいじんといっている、煙突から本当にばいじんが落ちてくるような時代であればいいのです。今、これだけきれいなときに20tから10t引いたら10tというのはものすごく大きな値ですね。それを目標にされていて、それより低いからいいというのはどうかと思います。評価結果が1～2トンという値が出ていますから、さらにフェンスなどで囲うという話は、おそらく入っていないと思いますが、やはり「十分気を付けて、環境保全措置をきちんとやっていきますよ」といった意気込みのようなものがどこかに欲しい。

(事業者)

7-1-119ページになります。目標についてはということですが、今の時点では、踏まえた上で、7-1-119ページの一番下にございますような措置、「努めます」

という表現では書かせてはいただいておりますが、会長のご意見も踏まえまして、できるだけ努める方向で「これでいい」ではなくて、この先、事業の具体化に当たっては検討してまいりたいと考えております。

(会長)

それから、これは別に言わなくてもいいかもしれないのですが、CO₂の6,000t削減効果について、電気をつくることによってという計算ですが、今、関西電力管内で原子力発電所が止まって、CO₂の排出係数がものすごく高くなっていて、516gという値が使われている。それで6,000tになったと思いますが、これが将来的にはどうか。516というのはやはり非常に高い値ですね。もうちょっと時代が落ち着いてくると、再生可能エネルギーとか原子力が動いてくると、この516というのはドッと落ちてきますよね。だから、6,000tのCO₂を削減できるというのは過大評価になっている、ということは頭に置いていただいたほうがいいと思います。

(事業者)

すいません。その値につきましては、過大評価とおっしゃっていただきましたので、いま一度こちらも確認をさせていただきたいと思います。いずれにいたしましても、新しい施設ができるということで、どうしても迷惑施設と思われる中で、皆さまに喜んでいただきたいという内容での思いですが、係数につきましても、いま一度、検討させていただきたいと考えています。

(会長)

では、最後に、トレーサー実験の話ですけれども、排煙の拡散に及ぼす地形影響を調べられるということで、相当力を入れてやられている。それはよく分かりますし、これだけ実験をするのも、トレーサーガスをサンプリングするのも大変だったというのはよく分かりますが、データのまとめ方に疑問があります。一つは、パスキルチャートとなってますね。今回、トレーサーガスの捕集時間が20分で、パスキルチャートが3分値と言われていますね。その違いはどのように考えられたのかというのが一つ。

それから、今回トレーサー実験をして、パスキルチャートとの違いを基に修正をされていますが、焼却場から湖側で測っていますね。だから、山から下りてきた風が煙を取り込んで、それが拡散して湖側に広がっているという、そういう条件の下ですね。それと同じものを、今度は湖のほうから風が吹いて山のほうへ行くときも使っていますね。それがいいのかというのが一つ。

それから資料編を見て、7-1-129ページに、この表の上に「再現予測結果の距離減衰図が資料編に書いてある」とありますが、これが書いていないのではと思いますが、資料編のどこですか。資料編は2-1-221ページからずっと書いてありますね。細か

いことですが、本編では秋ですが、資料編では冬になっている。それもありますが、特にこの冬のほうです。冬というか、秋かどちらか分かりませんが、これは夏と比べて濃度の出が悪いですね。同じ排煙条件だと思いますが、これの図を見ているときに、どうやって σ_y 、 σ_z を推定されたのかがよく分からなかった。

今言った4点についてお答えいただけますか。

(事業者)

まず、1点目の拡散幅を設定するときのパスキル・ギフォード図のベースが3分値に対する拡散幅になっているのではないかというところについては、ご指摘のとおりなので、1時間値等を予測するに当たっては、その3分値相当の拡散幅を60分相当に換算した拡散幅を考慮して予測するようにはしております。

(会長)

いや、そうではなくて、トレーサー実験は20分ですね。サンプリングは20分ですね。

(事業者)

そうですね。そのトレーサー実験の時間のところを確認したいので、それは後ほどご回答させていただいて。

(会長)

それは20分とはっきり書いてあるので、20分ですが。

(事業者)

すいません。失礼しました。拡散実験自体は、放出開始1時間たって定常状態になってから20分間採取して、その20分相当でどれぐらいの濃度が伝播してきているかという実験をしているわけですが、そのときの大気の拡散実験では、実際に実験ケースごとに想定される風向を考慮して、その風下側に基本的には広がっていくはずなので、それをできるだけ分布を、どういうコンターで伝わっていつているのかというのを押さえられるように。風下側約30地点でサンプリング地点を設けて、そこでサンプリングして、実際その場所で、20分間でどれぐらいの物質質量が来ていたかというのを計測して、それを図面上で、この場所では幾らだったよという実績が得られるわけですから、それをコンターにすることで、実験ではどういう状態だったかというのを把握したのですが、そのときの、その拡散幅がどうかというところについては、実際にそのコンターが描かれた実績があるわけですから、そのときの、そのパスキル・ギフォードと照らしてどうかというところではなくて、安定度については、実際にその調査をした時間帯の気象条件、事後の確認になるのですが、風速条件ですとか、そのあたりを考慮して、安定度は実績としてはどうだった

かというのを把握して、それと、実際の濃度としての測定結果と照らしながら、まず現況再現をしていくと。その現況再現をしたときに、机上で予測したときのコンターの形状と、実際の実験のときに確認されたコンターの形状がずれてくる部分がありますので。

(会長)

そうしたら、7-1-129ページに書いてある、この再現予測結果、これが合っているということだと思いますが、これはどこに書いてありますか。

(事業者)

7-1-129ページに示しています再現予測で用いた拡散幅と安定度というところですけれども、これは、実際はそのときの気象条件下で、どの安定度に区分されるかというのが、この表の2列目のPasquill安定度の列に示されているものです。例えば、一番上の実験1のときは、実際の実験をしたときは、安定度はAに区分される状態でしたと。

ただ、この安定度をAとして再現予測をしたときに合っていない部分があるので、どういうふうにするか拡散幅を当てはめる安定度を補正したときに合ってくるかというトライアル計算をして、それが。

(会長)

合ってくるかというのを確認されて、それを示したのが、上の再現予測結果の距離減衰図ですね。

(事業者)

そうですね。

(会長)

それはどこに書いてありますか。

(事業者)

すいません。申し訳ないですが、この本文に書いている再現予測結果を資料編に示しますという部分が、資料編のほうで、大変申し訳ないのですが、抜けておりますので、次回の審査会のときに、その情報をご用意させていただきつつ、必要に応じて評価書で追記していくような方向で検討したいと思っています。

(会長)

それと、もう一つ重要なのが、風下のほうに流れていく結果を使って、風上側もやって

いる。トレーサー実験の測定点の図が7 - 1 - 9ページにありますね。これは焼却場から全部市街地のほうで、当然市街地のほうに影響があるから、山はとても測れないので、この配置はやむをえないと思いますが、この地形で湖側へ拡散していくわけだから、これが逆に湖から山のほうへ吹いていくと、また拡散式は全然違いますね。そこで、ここの赤点で書いてあるところで取ったデータを使って山側のものを予測するということがいいのですか。

(事業者)

大気質による影響ということで、基本的には、保全対象としては、その地域で生活している住居等が保全対象になるかと考えています。その中で拡散実験、物理的に、ご指摘のとおり、山の中でサンプリング地点を設けるのは難しいですよという話も実際にあることはありますが、それに加えて、その保全対象への影響評価をより精度を高く予測検討するためにこの拡散実験をしていると考えています。

(会長)

長くなるのでやめたいと思いますが、そういうときに、7 - 1 - 146ページのように、こういうコンター図を出していいのですかということです。なおかつ、最大着地濃度地点が山側に出ていますよね。今の話ですと、人が住んでいる湖側だけはトレーサー実験の結果を使っているのもっともらしいけれども、山側は別に何も考えていないわけですね。そういうときに、こういうコンター図を出していいというのは、ちょっとどうかとは思いますが、時間も限られているので、次回までに今質問した内容に対する回答を整理して説明していただけますでしょうか。

(事業者)

はい、了解しました。風の向かっている方向で調査していない側があるけれどもということで、一度、では回答をまた考えておきます。

(会長)

3分と20分の評価時間の件も答えていただいていません。

(事業者)

はい、了解いたしました。

(委員)

事後調査の中で騒音のところですが、事後調査の対象になっているのが、環境基準を若干オーバーしている部分があるということです。これは私も以前から、この値について

は、1 d B、実質はコンマ何デシベルの違いでオーバーしているだけであり、聞いても分からないレベルで、予測で1 d Bオーバーしたからといって、それは十分予測計算の誤差の範囲内に埋もれてしまう可能性があると考えています。これで評価書としては、私も何も申し上げることはありません。私も納得していた部分ではありますが、調査地点2と3の部分ですね。ここは住宅地の沿道でもありますが、同時に名神高速の沿道でもあるわけですね。

名神高速の台数は、圧倒的に桁数が違うぐらいの交通量なので、これを平均値で取ったときに、完全に名神高速の交通量に埋もれている可能性がある。ただ、平均を取っている以上、埋もれているだけであれば、ピーク、あるいは、ピークに近いところのレベルを見れば、搬入車の増加による影響が若干出ているか、違いが分かる可能性ももちろんあります。

ただ、振動を見れば、これはL10で、80%のレンジの上端値で取っています。ピークに近い部分を取っていても、予測もほとんど変わらないですね。これも影響なしのような感じですね。

そうすると、やはり名神高速からの影響が強い。騒音レベルでも例えばL5とかを使えば、常時モニタリングし監視対象となっているようですが、この内容を見ると、もしかすると、上限からの5%を取っても、名神高速の値しか出てこないのではないかと思います。

こう言うと、結局は安全側というか、住民側にとっては危険側の評価という感じで、安心してしまうようなところもありますが、本当に私が疑っているのは、「結果的に、名神高速の測定、予測をやっているだけに過ぎない。」という可能性がありまして、実際に現況調査をしたのが、10月の平日、休日ともに同じ時期に1日だけですね。現況調査で測定をしたのは、確か1日の24時間だけでした。

これを例えば連続する数日間取ってみて、その変動が、実際の測定結果が1 d B程度、あるいは、それ以上、一コンマ何デシベルでも変動しているとすれば、予測結果で丸め誤差も含めて1 d Bアップしているということは完全に意味を持たなくなってくる可能性があるということ、結局名神高速の評価しか、影響しかありえないということになってしまう。

でも、それはそれでいいのですが、1日だけの調査というよりは日々の変動でどれぐらい最大偏差があるのか。24時間も測っていれば、本当に1 d B、2 d Bぐらいかもしれません。1 d B、2 d Bの違いというのは住民が聞いて分かるかと言うと、ふつうは、全く分かりません。誤差の範囲内にもあるレベルですけれども、影響があるのではないかといいよりは、私はないのではないかと思います。それは、この計算上というか、実際の騒音とか振動を考えた場合に、なければならないで、それが名神高速に起因するものであれば、今回の事業によって生じたのであれば、ある意味安心できるのですね。

ということを確認ができればとは思いますが、なかなか今のデータだけでは私は何とも言えません。その可能性はあるということで、数日間、名神高速のあの沿道2と3の地

点でもし測定ができるようであれば、事後調査でも結構ですから、そこでどれだけ変動しているのか。1日、2日、3日やった上で、1 dB以上変動しているのであれば問題ないかもしれません。

ただし、これは、予測結果もほとんど変わらないということで、予測結果どおりになっているかどうかというのは、やはり測定してみないと分かりません。その上で、測定した上で、その日々の変動で変化がほとんどないというのであれば、この事業によって生じた増加分、交通量の増加は無視できると、やはり名神高速の圧倒的なあの台数に完全にかき消されているということになるのかなという気がします。

そのために測定を増やすというのは、あまり意味がないのかもしれませんが、1日だけの測定データよりは、2日、3日、できれば1週間ぐらい継続して、どれだけ変動があるのだろうなど。Leqであっても、日々の変動で、それではつまらない1 dBぐらい、あるいは、それを上回るような変動があれば、本当にこれは誤差の範囲内で、大型車ごみの搬入で少しぐらい増えても全く影響がないというふうに結論づけられるのかな。

そのためにも、もちろん事後調査は必要だとは思いますが、それで安心できるという意味ですね。事後調査では、1日だけではなくて、もしできれば数日間取ってみて、その変動も見ていただければと思います。

(事業者)

まず、No. 2の地点と3の地点の影響は名神が支配的なのではないかとこのところについてですけれども、No. 2のところは、名神高速は盛土構造になっていまして、遮音壁も付いている状態です。

一方で、南側のNo. 3の地点については、逆に切土構造になっていて見通せない状態ですが、実際現地で自分の耳で聞いても、名神の音は、実はそんなに聞こえなくて、交通量は確かに圧倒的に多いのですが、実際に調査対象としている前面の名神の側道側の平面道路でして、その道路間で測っているところがありますので、側道については夜間の交通量が少なくなってくるので、夜間については名神の影響が大分出てくる可能性は高いと思いますが、施設関係車両が走行する昼間については、名神よりは、その側道を走っている一般交通量の影響がやはり大きいかなと。

一般交通量の台数で着目してみると、No. 2と3のところ、大体日交通量で見ると、1万台から1万1,000台程度でしたが、そのうち、実際現地調査をしたときに、運搬車両の台数がどれぐらいあったかなというのを目で見て、パッカー車が何台ぐらい走っていたかなというのを調査のときに確認しているのですが、そのときの台数内訳としては、大体1万台に対して0.5%程度の台数しか走っていないというところがありました。

それで、実際に耳で感じて、発生源としては側道の影響が大きいかなというところがあるのと、台数ベースで見ると0.5%程度ですよというところで実際に予測をしているわけですが、予測の中では、名神の影響、側道を走っている現況の交通量、さらに今回の

事業によって上昇する交通量というのを考慮した結果、あと、その上昇する前の交通量、その2つを計算して、その差を取ることで、計算上どれぐらい増加するかというところで見ると、ご指摘のとおり、供用時については1 dBも上がらないという計算結果が出ているので、大体そういうところが予測で再現できているのかなと思います。

ただ、ご指摘の「日々の変動というのがありますね」という部分については、市さんのほうからご回答いただきますが。

(事業者)

前にご意見をいただいた趣旨としては、本当にこの事業による影響のレベルは、見る方がちゃんと分かるようにとご指摘をいただいたかなと思っております。

まずは、例えば、今、現況で交通量と、あるいは施設関連車両なども把握しております。現況でも超えているという内容ではありましたが、今、話の中で、名神の影響としては大きくないと思っている、ということもお伝えさせていただきましたが、現況の中でも、現況の現在のパッカー車を含んだ音となっていますので、例えば、現在のパッカー車なんかも除いた純粋なバックグラウンドなんかも一度参考に計算をしてみたいと考えております。

結果については、まだ今はこれから用意をさせていただきたいのですが、そういうのも併記して、今現在の音のレベルなどが皆さまにどう伝わりやすいものかなと。見る方にも伝わりやすいような内容でありましたら、この先、また評価書にも記載を検討してまいりたいと考えております。

(委員)

どうもありがとうございます。

測定の現場で立ち会われて、聞いた感じとはいえ、定性的でも、名神の影響よりは、側道を走る一般道のほうが影響は大きい。それも何となく理解はできます。

ただ、一般道の中でパッカー車が走る量が0.5%ということは、ピークから0.5%以内の値を取らない限り、Lの5とかでも取ったのでは全く意味がなくなってくる。それでも、まずL5を取ったとしても、それも反映されないですね。完全に埋もれてしまう量の少なさですね。一般道においても、パッカー車の量はかなり少ないということのようで、LAeqだと、やはりこれでも名神の影響がないとしても、一般道のみの影響だとしても、パッカー車の寄与分、増加分というのが埋もれてしまうことも十分考えられるわけですね、そうなってくると。もちろん、あくまでこれは予測の段階で、何とも言えませんが、現況がそうであれば、将来、それは何十倍にもパッカー車が増えない限りありえないレベルかなという気がします。振動もそうですが。

この日々の変動が若干あれば、それで1 dBをもしも超えていれば、完全にこれはもう誤差の中に埋もれてしまっているもので、影響は限りなくゼロに近いというふうなことが言えるような気もしますが、住民側としては、それで安心できるというのもあります、そ

のあたりは、またお任せしますので、よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

(委員)

鳥のことにに関して、準備書に記述ミスではないかと思われる箇所を2カ所見つけたので、指摘させていただきます。

まず、7-9-40、ヤマシギのところですが、ここの囲みの中の一番下のところの「予測結果」のところ、「本種は、冬鳥として分布している。事業計画地周辺の沢沿いで確認されているおり、事業計画地周辺の林内で繁殖している可能性が考えられる。」と書いてありますが、冬鳥ですので繁殖はしないと思います。ですから、この2つ目の文は何かの間違いではないかと思います。

もう一カ所は、7-9-45のノスリのところですが、ここも同じく、下の「予測結果（工事の実施）」のところですが、ここの2つ目の文章、「冬鳥であることから、事業予定地周辺の樹林地を越冬地として利用しているものと考えられる。」ということですが、これは県内で繁殖記録がありますので、冬鳥ではなくて留鳥です。ですから、ここも間違いです。

(事業者)

ありがとうございます。一度確認させていただきまして、また評価書にて、それも修正させていただきます。ありがとうございます。

(委員)

土地の切り盛りと、それから、水の濁りに関してちょっと気になることがあるので、質問させていただきます。

この概要のほうの3-7と3-23を比べますと、非常に事業前後の土地改変の様子というのがよく分かりますので、そちらと併せて見ていただきながら、この準備書の本編の7-6-13の図に、新焼却施設の流域という、ドットで囲まれた破線があるのですが、まず一つは、このドットの破線の西側の流域界の形が不思議な形になってしまっていて、地形的な流域界を反映していないように見えますので、もう一遍確認していただきたい。

それから、この同じく7-6-13の図の新しく建てられる施設の南側に切り取りでできる法面が表記されています。この法面は、南側の尾根をバサッと削り取って新しくできるものだと思いますが、この地図上では、流域界は確かにこのようになるように見受けられますが、もう少し詳しい地図の情報というのが、7-7-10というところにございまして、これは地盤の安定性の項目ですけれども、7-7-10のより詳しい地図を見ますと、この切土工の施工位置というものが赤で書かれておりまして、それを見ますと、尾根を完全に越えて南側の流域まで至るような形で切り取りがなされるということが読み取れます。

しかも、その東側に仮設工事用道路というのが建設されますので、これはひよっとすると、ここの敷地内の工事に伴って出てくる砂とか、それから、水というものが、この仮設用の工事用の道路を伝ってどんどん流れ出していくのではないかと思います。

そのときに、その水の濁りをもたらすような砂というのが、今想定しているような流域の南側の流域に流れ出していくのではないかと思いますので、もし、7-6-13に戻りまして、この予測地点というところで水の濁りを測られる、その地点で、この南側の流域から流出した水も土もここに合流するのであれば問題ないかとは思いますが、それは確かめられたほうがいいのではないかと思います。

この切り取りの法面につながっていく工事用道路のところでも、もちろん想定している流域外の水と土が流出しないような工夫というのはされると思いますが、この準備書の段階で、それを想定されてもいいのではないかと思います。

それからもう一つは、この施設全体が谷盛土の上に建てられますので、谷埋め盛土の中には、結構地下水がずっと流れていると思いますので、この南側の流域界の尾根を切つてつくられますと、おそらく地下水の一部は、その南側の流域にも流れ出すことになるのではないかと思いますので、その点についても想定が必要かと考えます。

以上です。

(事業者)

1点目の流域につきましては、こちらはまた確認して報告をさせていただきたいと思えます。

2点目は、この仮設道路の関係、あるいは、まずは、この道路を伝って流れないかということですが、まずは、こちら、当然工事の中で上から流れてきた濁水がこのまま道路を通って下まで直接流れるということはないように、もちろんしっかり配慮はしていきたいと考えております。

(委員)

先ほど〇〇委員もおっしゃられたように、かなり強い雨が降ったときには、道路の上をやすやすと濁りが流れていくと思いますので、南側の流域に流出したものが今予測地点としてモニターしようとしているところにちゃんと合流するかどうか、確かめられたほうがいいのではないかと思います。別の排水溝をずっと伝って、別の場所に流入するということも考えられると思いますので。

(事業者)

はい、了解いたしました。ありがとうございます。

(会長)

そこはもう一度整理して、次回にお願いいたします。

(事業者)

はい。

(委員)

文化財指定のところで、私は文化財が専門ですが、4 - 7 2以降に、「文化財及び伝承文化の状況」ということで一覧等が挙げられています。この4 - 7 3が指定文化財、4 - 7 5が埋蔵文化財、4 - 7 9が史跡・名勝・天然記念物という順序で並んでいますが、これは、こういう評価書の分類として決まっているのでしょうか。

というのは、分類の仕方として、文化財体系としてはちょっと変です。例えば、4 - 7 2のところの有形文化財とその他のところで、世界遺産は国の基準ではないのでいいのですが、この有形文化財と無形とか民俗とかを全部まとめて一覧にしているという意味もよく分かりません。有形文化財というのは文化庁の文化財体系の一つで、無形文化財も民俗、文化財、史跡・名勝・天然記念物、これもそれぞれ有形文化財と並ぶ項目として挙げられているはずで、それをまとめてあります。

指定文化財のところには、主に有形の建造物のみが、宝塔とかは挙がっておりますが、この指定文化財というのは、史跡・名勝・天然記念物も指定文化財の中に入るカテゴリーです。埋蔵は埋蔵で別なのでいいとしても、この分類がよく分からないのと、もしここでいくなれば、4 - 7 3の指定文化財というもののタイトルを変えるべきではないかと思えます。有形文化財、美術工芸は入っておらず、美術品は入っていますが、何か項目と一覧が整合しません。

4 - 7 9のところでは、これは、史跡・名勝・天然記念物の中に、国指定の有形文化財、建造物の有形文化財が2件入っていますが、これは土地が入っているということで、ここに入れられていると理解するしかないのですが、なぜこれがここに入っているのかちょっと分かりません。土地指定と書いていますが、土地を指定するというものではない。土地も含めて指定するのですが、ここに入っている意味が分かりません。

153番の名称が間違っています。「重要文化財蔵花」になっていますが、これは「蘆花浅水荘」です。「蘆」、「あし」、「よし」という字です。

もし、もうちょっと整理いただけるのならば、タイトルと表を合わせるか、あるいは、もう表自体をつくり替えてしまうのか、何かそういう方法で整理し直していただきたいという意見です。

(事業者)

まず、途中でご指摘いただきました誤りにつきましては、まず確認をして、こちらは修正をさせていただきます。

あと、見せ方につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、こちらも一度検討させていただきます。

(会長)

では、次回に回答してください。

(事業者)

はい。

(委員)

文化財体系に合うように整理し直していただければ、それでいいと思います。

(事業者)

はい、了解いたしました。

(会長)

では、他はよろしいでしょうか。かなり意見が出ましたけれども、宿題になったところは、次回に回答していただきたいと思います。

それでは、議題1についてはこれで終わります。

○議題（2）について

(会長)

2番目の議題を始めたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

[事務局が、環境影響評価における放射性物質の取扱いについて説明]

(会長)

どうもありがとうございました。

(会長)

では、委員の先生方から質問をお願いします。それで、この議題は年内にまとめる予定ですか。

(事務局)

この議題については、年内でご意見をいただいて、滋賀県としての方向性をまとめていきたいというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

(会長)

おそらくこの議題は、2、3回委員会を開きますので、次回に十分議論していただければいいのですが、今日、もし今の説明で特に聞いておきたいということがあれば、質問して下さい。

[質問なし]

(会長)

では、次回までに皆さん、この資料を読んでいただいて、次回に改めて質問等から始めるということによろしいですか。

はい、ありがとうございました。

[終了]